

## ⑤ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺言書あり / 遺言執行者がいる場合

- 遺言により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場  
相続手続きには下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。  
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、遺言執行者様の署名・捺印が必要です

No.	書類名など	入手先
1	<b>被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※ 1)</b> 以下の①または②のどちらかをご提出ください ①法定相続情報一覧図(原本) (作成日後、5年以内のもの) ②被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 (原本)	市区町村 役場等
2	<b>遺言執行者様の印鑑証明書等(※ 2)</b> ・ 発行日より3カ月以内のもの	市区町村 役場等
3	<b>遺言書</b> ・ 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客様
	<b>検認済証明書</b> ・ 公正証書遺言以外(自筆証書遺言、秘密証書遺言等)の場合は、 家庭裁判所での手続きが必要です。	家庭裁判所
	<b>遺言執行者選任審判書謄本</b> ・ 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合にご準備ください。	家庭裁判所
	<b>遺言書情報証明書</b> ・ 自筆遺言証書を法務局(遺言書保管所)で保管されている場合に必要です。	法務局
4	<b>相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書)</b> ・ 遺言執行者様に署名・捺印をしていただきます。	当金庫

※1 法定相続情報一覧図に記載されている相続人様が死亡等により変動している場合  
変動した相続人様を確定させる戸籍除籍謄本もしくは法定相続情報一覧図等が必要です。

※2 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。